



ゆとり

令和6年4月1日

第124号(春季号)

(協組)郡山労務経営サービスセンター

●全国春の交通安全運動始まる (R6・4/6~R6・4/15)

運動スローガン「**挙げる手を やさしく見守る 横断歩道**」

年間スローガン「**わたります 止まるやさしさ ありがとう**」

<運動の重点>

- ① こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- ② 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- ③ 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
他にも高齢運転者の交通事故防止、飲酒運転の根絶なども心がけよう!!
事故を起こしてから後悔しても遅いです。皆さん安全運転を!!



●「労働条件明示のルール」 4月から変更のポイント

対象	明示のタイミング	新たに追加される事項
全ての労働者	労働契約締結時 契約の更新時	1・就業場所・業務の変更の範囲
有期雇用労働者	契約の締結時と更新時	2・更新上限(回数または期間)+上限を新設・短縮する場合は、予め理由を説明すること
	無期転換申込権が発生する契約の更新時	3・無期転換申込の機会、無期転換後の労働条件

だんだん細かくなってくるね



<雇入れ通知書(部分イメージ)> 太文字が追加部分

契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり(年 月 日~ 年 月 日) ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない] 2 契約の更新は次により判断する。 [・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他 ()] 3 更新上限の有無(無 ・ 有(更新▲回まで/ 通算契約期間 ▲▲年まで)) 【同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約(無期労働契約)の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日(○年○月○日)から、無期労働契約での雇用に変換することができる。 この場合の本契約からの労働条件の変更の有無(無 ・ 有(別紙のとおり))	
就業場所	(雇入れ直後) ●●●●●	(変更の範囲) ○○○○(変更のない場合は「変更なし」とする)
従事する業務	(雇入れ直後) ▲▲▲▲▲	(変更の範囲) ◇◇◇◇◇(変更の無い場合は「変更なし」とする)

特集・働き方改革 労働基準法・令和6年4月からの残業規制

ここで言う休日労働とは法定休日（1週7日に1日（一般的には日曜日）、あるいは4週4日の休日）の労働を指します。土曜日とか祝日の休みは普通の時間外労働に含めて考えます。

1・建設業

<従来>

- ・余り多いと過重労働防止のため行政指導などがありました。法的には残業時間に制限なし。

<2024.4以降> 災害復旧時を除き、限度時間は他の一般の業種と同じ扱いになります。

- ・1年平均で週40時間制を取る場合の限度：1ヶ月42時間 1年320時間（休日労働含めず）
- ・上記以外の場合の限度：1ヶ月45時間 1年360時間（休日労働含めず）

（特別条項を設ける場合）

- ・クレーム対応とか工事が集中するなど特別な理由により、特に忙しい時期がある場合、協定により年6回を限度に原則を超える時間外労働をさせることが可能です。

- ・限度：1ヶ月 100時間未満 複数月を平均して80時間以内（休日労働含む）
- ・限度：1年 720時間以内（休日労働含めず）とする。

例えば繁忙時期 1ヶ月80時間（休日労働含めて）×6ヶ月＝480時間

他の月 1ヶ月42時間とか45時間（休日労働含めず）

*ただし、年間では720時間（休日労働含めず）の範囲内とする。

（災害時の特例）

上記の1ヶ月100時間未満、複数月平均で80時間以内の限度なし。

ただし1年720時間以内、限度時間を超えるのは年6回までという制限あり。

時間の管理が面倒そうだな



2・運送業(運転従事者)

時間外労働

<従来>

上限なし



<2024.4以降>

年間960時間以内(休日労働含めず)

月100時間未満、複数月平均80時間以内は適用されない。

45時間を超えるのは年6か月までという規制は適用されない。

●トラック運転者の改善基準も変更(こちらを守らなければなりません)

拘束時間

始業から、終業までの時間 = 労働時間(手待ち時間含む) + 休憩時間

<従来>

<2024.4以降>

- 1年間 3,516 時間以内
- 1ヶ月 293 時間以内
(労使協定で年6ヶ月、1年 3,516 時間を超えない範囲で320時間以内まで)
- 1日原則 13 時間以内、最大 16 時間以内
(15 時間超は週 2 日以内)

- 1年間 3,300 時間以内
- 1ヶ月 284 時間以内 (労使協定を結ぶことにより年6ヶ月、1年 3,400 時間の範囲内で310時間まで可ただし284時間超は連続3回まで
*上記時間には休日労働も含む)

休憩時間

- 原則として連続して8時間以上与える

- 1日原則 13 時間以内、最大 15 時間以内
(14 時間超は週 2 日以内)

- 原則として連続して9時間以上与える
(450km以上の長距離運行は例外あり)

3・医師(勤務医)

<従来>

時間外労働

上限なし

先生の体調は大丈夫ですか



<2024.4以降>

年間最大 1,860 時間以内

(休日労働も含む)

月100時間未満、複数月平均80時間以内は適用されない。

45時間を超えるのは年6か月までという規制は適用されない。

(医師が長時間勤務で健康を害するのでは?)

特集 2・副業させる時の注意点 自社とアルバイト先の割増賃金

「働き方改革」で副業・兼業促進の方向性が示され、会社は副業を一律に禁止したりするのを改め基本的には認めなければならないとしています。ただ、自社の時間外労働とアルバイト先で働いた時間が、労働基準法の時間外労働の上限（1ヶ月100H未満、複数月平均で80H以下）を越えるとか、そうでなくても、本人の健康を害したり、副業が自社と競合する恐れがあるなど、合理的な理由がある場合は副業・兼業を制限したり、禁止することは可能としています。

会社はどう対応したら良いのか、今回はその手順などをご説明します。

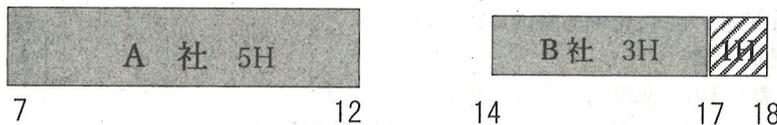
<手順のモデルケース>

1. 就業規則に副業・兼業の規定を入れ、基本的には認めるが場合によっては制限、禁止することもあることを明文化する。（制限する場合の具体的事例を列挙する）
2. 副業・兼業に関する届出書を提出させる
届出書は仕事の内容、勤務日、勤務時間、時間外労働の見込みなど、詳細なものにする。
3. 従業員と副業・兼業の合意書（覚書）を交わし、細かい取り決めをしておく。
4. 実際、アルバイトなど副業・兼業が始まったら、その就労実態を把握する。
時間外労働の上限を超えるような長時間になっていれば制限・禁止を検討する。
5. 自社とアルバイト先の勤務時間が法定（1日8H）を超えた場合は割増賃金の支払いが必要。
通常はアルバイト先が払うようになることが多いが、場合によっては自社で発生することもあるので注意が必要。

<割増賃金がどちらに発生するかの事例> 雇用契約はA社が先、B社は後という前提

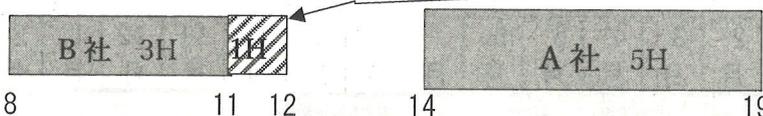
1. 自社A社、バイト先B社とも所定労働時間の範囲内（所定労働時間の通算）

- (例1) A社：所定労働時間 1日 5H (7:00~12:00)
B社：所定労働時間 1日 4H (14:00~18:00)



所定労働時間を通算9HになるのでB社で1H分の割増賃金が発生

- (例2) A社：所定労働時間 1日 5H (14:00~19:00)
B社：所定労働時間 1日 4H (8:00~12:00)



所定労働時間が通算9HになるのでB社で1H分の割増賃金が発生

2. 自社A社、バイト先B社とも残業がある（所定外労働時間の通算）

（①、②、③、④の順で通算するようになる。）

- (例3) A社：所定労働時間 1日 3H (7:00~10:00) —①
 残業時間 2H (10:00~12:00) —③
B社：所定労働時間 1日 3H (15:00~18:00) —②
 残業時間 1H (18:00~19:00) —④



① + ② + ③ で8HになるのでB社で④1H分の割増賃金が発生

- (例4) A社：所定労働時間 1日 3H (14:00~17:00) —①
 残業時間 2H (17:00~19:00) —④
B社：所定労働時間 1日 3H (7:00~10:00) —②
 残業時間 1H (10:00~11:00) —③



① + ② + ③ + ④の内1Hで8HになるのでA社で1H分の時間外割増賃金が発生

いずれにしても双方の会社で相手の会社の勤務時間、残業時間を把握しなければなりません、現実的にはされていないケースが殆どかも知れません。

こんな事
ってある
の？



労務 Q & A (実際あったご質問から)

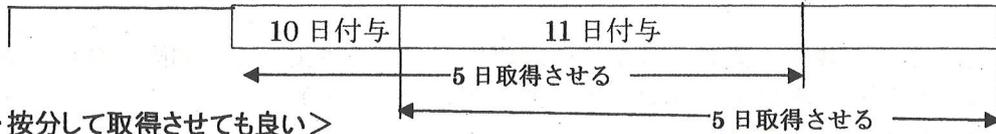
<労務> 年休付与日を統一した時の5日付与

Q・年休の付与基準日が各社員まちまちだったのを4月1日に統一した。その場合、年5日は実際に取らせなければならないとされる年休はどのように与えれば良いか？

A・原則と按分する方法があります。具体例でご説明します。

<ア・原則的方法>

入社 R5.7.1 R6.1.1 R6.4.1 R6.12.31 R7.3.31

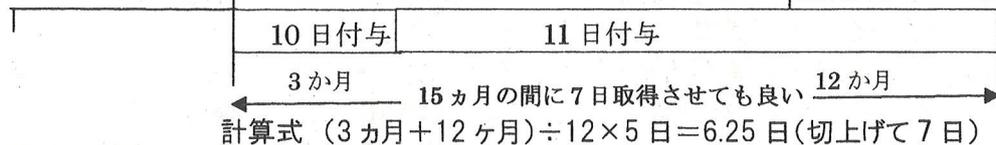


例のような入社間もない方ばかりでなく、長く勤務している方も同じ考えだよ。



<イ・按分して取得させても良い>

入社 R5.7.1 R6.1.1 R6.4.1 R6.12.31 R7.3.31



<雇用保険> 自社で加入期間が短い場合

Q・当社(B社)だけでは加入期間が5ヵ月で、失業給付を受けられない。その場合、どうなるのか？

A・一定の条件を満たせば、前職の加入期間と通算できます。

<条件>

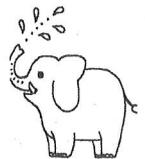
- ① 前社(A社)を退職してから当社(B社)に入社するまでの空白期間が1年未満であること。
- ② 前社を退職してから雇用保険の給付を何も受けていないこと。

<給付制限や給付日数はどうなるのか>

- ① 給付制限期間や給付日数は後に退職したB社の理由によります。
B社の解雇が優先される → 給付制限なし 給付日数は自己都合より多い
- ② 給付基礎日額(1日に貰える額)はA社・B社も含めて直前6ヵ月の平均になります。
B社だけで受給資格期間を満たさなくても、作成してやらなければなりません。

受給資格があるかなど詳しいことは事前におさし。問合せ下さい。

10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A社 9/30 自己都合退職												B社 3/31 解雇					



* 受給に必要な雇用保険の加入期間は、11日以上出勤した月が解雇・勧奨退職の場合は6ヵ月、自己都合退職は12ヵ月(65歳以上は6ヵ月)必要となります。

シリーズ福島ごまんどうさんの山 (その79) 五万堂山 (794m) 猪苗代町

猪苗代湖の志田浜から見ると、左手の湖岸にどっしりした感じで山が見えるが、それが五万堂山である。

中学1年のとき家族で中腹まで登り、草原で弁当を食べた記憶があるが、今はどうなっているのだろう。

49号線を西進し、志田浜手前の駐車場に車を止め、歩いて山に向うが、県道からの入り口にはロープが張られ「共有地につき立入り禁止」の看板。「アレー！」と言う感じ。しばらく、どうするか迷うが、結局、引き返すことにする。従って、以下は他人のブログを参考に、もし自分が今の時期登ったらこうなるだろうという想像文です。(実際と違う点があれば、ご勘弁を)

ちょっと高台に建っている錦水不動尊が、登山口らしい。その先、残雪の中、林の中の広い道を道なりにしばらく登ると、こじんまりと奥ノ院が建っている。

3月下旬、低山とはいえまだ雪深く、登山道もわからなくなる。前歩いた人の足跡もないので見当をつけて、とにかく上へと雪の急斜面を登ってゆく。

登山口から50分位で、山頂に到着。「五万堂山」の小さな看板と何に使っていたのか良く分からない壊れたコンクリートの建物が建っていた。木々の間から猪苗代湖、磐梯山が見える。風は冷たいが、春の日差しを感じて一休みする。

山頂を後にして車に戻り、湖南方面から三森峠経由で帰る。三森峠は、以前はカーブの細い道で古代村や茶屋があったが、今は立派な舗装道路やトンネルができ、皆、なくなってしまった。時の流れを感じる。



事業報告

<1月23日(火) 新春経済講演会・新春懇談会> 郡山ビューホテル

今回は首都圏で牛タンのチェーン店を展開する(株)ねぎしフードサービスの根岸栄治氏による「100年企業への理念経営と人財共育 PDCA〜ブレない経営 凡事徹底を貫く 共に歩む 社風づくり〜」と題しての講演会となった。

当日は、架線事故により新幹線が動かず、急遽リモートによる講演会に切替えるハプニングがあったが、オンラインでも根岸氏の熱意が伝わって来る講演であった。また氏の実体験に基づく経営の目的、経営理念、社員教育など掛値のない話は参加した組合員企業にとって貴重で、大きな指針になったようだ。

その後、郡山市長、中央会郡山事務所長など多くの来賓のご臨席を頂いての新春懇談会が催され、組合員同士の懇親が図られた。



(オンラインでの講演)

<2月20日(火) 経営管理者セミナー開催> 郡山ビューホテルアネックス

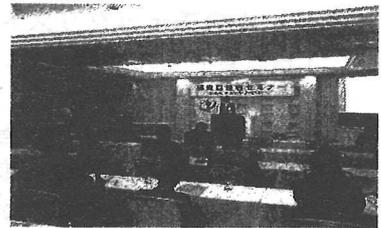
●業種別部会

労災事故防止の取り組み、組合員事業所賃金統計、組合員事業所労災統計などの説明がなされた。統計資料をご希望の場合は無料にて配布します。(身近な統計としてご利用下さい)

●経営管理者セミナーで「最強の思考法」を学ぶ

東北大学特任助教の影山徹哉氏が「最先端の脳科学が証明した“最強の思考法”」と題して講演。直観・論理的思考を超える無意識思考が重要との学際的な話しは新鮮であり、参加者一同、興味深く聴講した。

その後、講師を交えた懇親会では、セミナーにふさわしく知性あふれる会話が交わされたのは言うまでもない。



(質問する参加者)

INFORMATION 4月～在職老齢年金の減額調整額の改定

厚生老齢年金の報酬比例部分は報酬額により減額されますが、4月から計算式が変わります。

<従来>

<4月分から>

$$\frac{(\text{報酬月額} + \text{年金月額} - 48 \text{万円})}{2} = 1 \text{カ月の減額額}$$

$$\frac{(\text{報酬月額} + \text{年金月額} - 50 \text{万円})}{2} = 1 \text{カ月の減額額}$$

年金額の試算は当センターまでご相談ください

(例) 報酬月額 50万円 年金月額 10万円の場合

(報酬月額には月々の報酬の他、直前1年間の賞与を1/12した額も含まれます。)

$$(50 \text{万} + 10 \text{万} - 48 \text{万}) \times \frac{1}{2} = \blacktriangle 6 \text{万円減額} \longrightarrow (50 \text{万} + 10 \text{万} - 50 \text{万}) \times \frac{1}{2} = \blacktriangle 5 \text{万円減額}$$

つまり貰える年金が月1万円増えることとなります。

* 報酬月額は実際の報酬を社会保険料額表の等級(標準報酬月額)に当てはめた額となります。

* 原則 65歳から受給の老齢基礎年金は報酬・給与額に関係なく満額支給されます。



全社一括購買システム

smartpr!me™
スマートプライム™



ずいぶん切り詰めたけど、
もっと経費削減
できないかな?

社内のオフィス用品に着目して、
さらにコストダウン。
おまかせください!



三和事務機販売株式会社

郡山自動車学校
Koriyama Jidosha Gakko

TEL.024-944-0440

郡山産業機械講習所

TEL.024-942-7522

郡山ドローンワールド
Drone World Academy

TEL.024-942-7522

郡山市田村町金屋字マセ053

新規組合員紹介 (R6年1月~3月)

事業所名 (株)エイト	所在地 郡山市富田町	事業内容 土木工事業	入会年月日 R6.2.9
----------------	---------------	---------------	-----------------

組合員数 406社 一人親方特別加入者 97人

言葉・ことば・Key Word

<フレイル>

日本語で「虚弱」という意味。
健康な状態を少しでも長く過ごす為には「フレイル」を予防・対策していくことが重要として、最近注目されている。

健康 ⇨ プレフレイル ⇨ フレイル ⇨ 要介護

<フレイルの3大要素>

- ① 「身体」 → 筋力減少、歩行機能の低下
- ② 「精神・心理」 → 認知機能低下・うつ
- ③ 「社会性」 → 孤立、閉じこもり

<フレイルのチェックリスト>

- 1・1日3食きちんと食べていない
 - 2・体重が半年で2~3kg以上減った
 - 3・半年前に比べ硬いものが食べにくくなった
 - 4・ウォーキングなど週に一度もしていない。
 - 5・この1年間に転んだことがある
 - 6・周りの人から物忘れが多いと言われる
 - 7・以前に比べ歩くのが遅くなった
 - 8・外出を週に1回以上していない
 - 9・お茶や汁物でむせる
 - 10・今日が何日か分からない時がある
 - 11・普段から話してできる家族や友人がいない
 - 12・体調が悪い時、身近に相談できる者がいない
- 4つ以上当てはまるとフレイルの可能性があるとか。自分だけでなく家族の方も注意しよう。



<予防に必要な3つのこと>

- 1・社会参加：仕事や、趣味などで人とかがかわる
- 2・運動：体を動かし、筋肉を鍛える。
- 3・栄養：蛋白質、野菜など。誰かと食べる。

ミニ・ミニデータ 日本の地震

今年の1月の能登沖地震で亡くなった方のご冥福を祈るとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。心苦しいですが今回は近年、被害の大きかった(死者数など)地震を調べてみました。

名称	発生	死者数	M
1. 関東地震	1923. 9. 1	105, 385	8?
2. 東北太平洋沖地震	2011. 3. 11	24, 627	9. 0
3. 明治三陸地震	1896. 6. 15	21, 915	8. 5
4. 濃尾地震	1891. 10. 28	7, 273	8. 0
5. 兵庫県南部地震	1995. 1. 17	6, 437	7. 0
6. 福井地震	1948. 6. 28	3, 769	7. 1
7. 昭和三陸地震	1933. 3. 3	3, 064	8. 1
8. 北丹後地震	1927. 3. 7	2, 925	7. 3
9. 三河地震	1945. 1. 13	2, 306	6. 8
10. 昭和南海地震	1946. 12. 21	1, 330	8. 0

1は関東大震災、2は東日本大震災、5は阪神・淡路大震災を引き起こしました。

地震により被害をもたらした主な原因が火災、津波、家屋の倒壊だったりとまちまちです。

こう見ると大地震は頻繁に起きていて、いつ、どこで災害が起きるか分かりません。

地震は人間の力では止めようはありませんが、家具の固定、避難場所の確認、水・非常食の備蓄、防災用品の備えなど、被害を最小限に止めるように心掛けたいものです。そして教訓をいつまでも忘れないようにしましょう。



<編集後記>

こう言うは何だが、生まれて初めて孫の前で歌を披露した。

去年の暮れ、東京から息子夫婦と孫二人(6歳と9歳の女の子)が来た時のことである。何を歌ったかって?童謡、アニメソング?いやいや、もう70年も前の小関裕而作曲の「高原列車は行く」である。「汽車の窓からハンケチふれば~」夜、酒も入っていて朗々と気持ちよく歌えた。息子や孫たちも「やめて!」と言わず3番まで聞いてくれた(突然であっ気にとられたか?)。嫁からは「お父さんは声に伸びがありますね」とまで褒められた。NHK朝ドラ「エール」の小関裕而に感化され歌い始めてから4年、毎日、演歌など色々な歌を練習してきた。

人前で歌いたくてウズウズしていたが、積年の思いが叶えられて(それも可愛い孫たちの前で)良かった。もう2度とはないだろうが...。局長 岩崎

発行所

協同組合

郡山労務経営サービスセンター

〒963-8024

郡山市朝日三丁目4-7

<http://www.koriyamaroumu.or.jp>

発行責任者 佐藤 信男

TEL 024-932-3050

FAX 024-932-4470